

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和6年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂68番地
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
富山県立山カルデラ砂防博物館管理業務における観覧料等収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和6年4月1日

富山県告示第287号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を令和6年6月6日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和6年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
117.2トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	71.84トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	31.01トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.67トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.28トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.39トン
富山県その他漁業	4.01トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

17.3トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	11.58トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.60トン
その他漁業協同組合	3.12トン

富山県選挙管理委員会告示第32号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和6年6月26日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の種類の	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
--------	-------	--------	-------

195号) 第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
谷内白山池	農村地域防災減災事業 (ため池整備)	令和5年12月22日
地ヶ越溜池	農村地域防災減災事業 (ため池整備)	令和6年3月19日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の3第2項の規定により公告する。

令和6年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
射水平野 土地改良区	同 左	西高木2期	団体営基盤整備促進事業 (農地整備)	令和6年3月11日
射水平野 土地改良区	同 左	川口宮袋	団体営基盤整備促進事業 (水利施設整備)	令和6年3月11日
高岡市 土地改良区	同 左	立野	団体営基盤整備促進事業 (水利施設整備)	令和6年3月22日

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

小型よう撃捜査支援装置 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日まで（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和6年7月19日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和6年6月26日から同年7月10日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和6年8月2日 午前11時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時

令和6年8月2日 午前11時

- (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部7階 701会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。